

上伊那圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の支援者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び宮田村（以下「市町村」という。）とする。

2 市町村は、事業の一部を障害者相談支援事業共同実施等に関する協定書第4条による委託先である指定相談事業者（以下「基幹センター」という。）に委託することができるものとする。この場合、市町村は基幹センターとの連携を密にし、一体的に事業に取り組む。

3 基幹センターが委託を受けた場合、その費用は運営委託料に含める。

4 基幹センターは、毎年度末、委託業務の成果を記載した事業報告書、収支決算書等を市町村に提出する。市町村は、事業報告書の内容を上伊那圏域地域自立支援協議会全体会へ報告する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は上伊那圏域に在住する障がい児者とする。

(事業の内容等)

第4条 上伊那圏域地域自立支援協議会等を活用しながら、面的な支援を行う体制とし、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録のうえ常時の連絡体制を確保する体制や、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談などの支援を行う機能
- (2) 短期入所等を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を担う機能（基幹相談支援センター等が開催する事例検討会の開催等）
- (5) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(運営方法)

第5条 第4条に掲げる事業を実施するため、上伊那圏域地域自立支援協議会設置運営要綱第7条による運営委員会（以下「運営委員会」という。）を中心に地域の現状分析や必

要な機能の整理、地域生活支援拠点等の方針等について検討を行う。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所の承認等)

第6条 第4条に掲げる事業の機能を担う団体等は、運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所（以下「拠点事業所」という。）として規定し、様式第1号により所在地市町村に届け出る。また、事業内容の変更や廃止がある場合も同様とする。

2 所在地市町村は、所在地以外の市町村へ内容確認の上、適正と認める場合は、様式第2号により承認するとともに、上伊那圏域地域自立支援協議会へ報告する。

3 所在地市町村は、拠点事業所に対し、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう指導する。

4 拠点事業所は、実施した事業の内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、市町村等から求めがあった場合は提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は運営委員会にて協議を行い、定めることとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(様式第1号) (第6条関係)

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

年 月 日

(上伊那圏域)
市町村長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名 印

上伊那圏域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として以下のとおり届け出ます。

区分 (いずれかに○)	1 新規	2 変更	3 廃止
開始(変更・廃止)日	年 月 日		
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
事業所の電話番号			
事業所番号			
事業の種類			
地域生活支援拠点等 として担う機能 (いずれかに○)	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり 6 その他 ()		

※添付書類：運営規定

(様式第2号) (第6条関係)

年 月 日

(事業所名)

代表

様

市町村長

印

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の (新規・変更・廃止)
認定について

このことについて下記の事業所を、上伊那圏域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として (新規・変更・廃止) を認めます。

記

(開始・変更・廃止) 日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等 として担う機能 (いずれかに○)	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり 6 その他 ()